

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 条 例

ページ

- 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】4
- 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築都市局計画部都市計画課】6
- 北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例【病院局経営課】9

### ◇ 規 則

- 北九州市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【財政局財務部財政課】10

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】12

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、接道規制の適用除外に係る認定の申請及び仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例に係る許可の申請に対する審査に係る手数料を次のとおり新設することにしました。

手数料を徴収する事務	手数料の金額
建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	1件につき27,000円
建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1件につき160,000円

- 2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査等に係る手数料を廃止することにしました。

この条例は、1については規則で定める日から、2については平成30年9月21日から施行することにしました。

### ◇北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- (1) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する規定を整備することにしました。
- (2) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する規定を整備することにしました。

- 2 地区計画の変更に伴い、曾根地区地区整備計画区域に関する規定を改めることにしました。

この条例は、1(1)及び2については平成30年9月21日から、1(2)については規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立八幡病院の病床数を次のとおり変更することにしました。

改正前	改正後
439	350

この条例は、平成30年10月1日から施行することにしました。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第53号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

(76)	建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査		1件につき 33,000円	
------	---------------------------------------	--	------------------	--

を

」

「

(75)の3	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査		1件につき27,000円	
(76)	建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査		1件につき33,000円	

に

」

改め、同表第100号中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同表中

「

		仮設する期	1件につき	
--	--	-------	-------	--

		間が1月を 超える場合	120,000円		を
--	--	----------------	----------	--	---

		仮設する期 間が1月を 超える場合	1件につき120, 000円		
(100) の2	建築基準法第 85条第6項 の規定に基づ く仮設興行場 等の建築の許 可の申請に対 する審査		1件につき160, 000円		に

改め、同表第123号の3及び第123号の4を削る。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第123号の3及び第123号の4を削る改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第54号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年北九州市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「法第52条第3項及び第6項並びに令第2条第1項第4号ただし書（同条第3項の規定の適用がある場合を含む。）の規定により建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととされた建築物の」に改め、同項各号を削る。

第6条第2項各号列記以外の部分中「第1号又は」を「法第53条第3項第1号（同条第7項又は第8項の規定の適用がある場合を含む。）又は」に、「第1号及び」を「同条第3項第1号（同条第7項又は第8項の規定の適用がある場合を含む。）及び」に改め、同項各号を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「次の各号」を「法第53条第6項第1号（同条第7項の規定の適用がある場合を含む。）から第3号まで」に改め、同項各号及び同条第4項を削る。

第13条第2項第1号中「自動車車庫等」を「自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。以下この項において「自動車車庫等」という。）」に改める。

別表第2の曾根地区地区整備計画区域の項中

新産業地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 研究所又は工場（いずれも企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第1項の基本計画に定めた同条第2項第6号の指定集積業種に属する事業のための施設に限る。） (2) 倉庫業を営む倉庫（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第4条第1項の規定により認定を受けた同項の総合					外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている道路境界線までの距離	5.0メートル	(1) 工場等に付属する守衛室等で管理又は保安のための用途に供する施設 (2) 自転車駐車場			
						外壁等の面から外壁等の後退距離が定められている隣地境界線までの距離	2.0メートル				



<p>に限る。)</p> <p>(2) 倉庫業を営む倉庫（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項の規定により認定を受けた同項の総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に限る。)</p> <p>(3) 寄宿舎（研究所、工場又は倉庫業を営む事業所の従業員の居住の用に供するものに限る。)</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に付属するもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、新産業A地区及び新産業B地区の土地の利用状況等に照らし、支障がないと市長が認める研究所、工場、倉庫業を営む倉庫その他これらに類するもの</p>										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

改める。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項各号列記以外の部分の改正規定、同項各号を削る改正規定、同条第3項各号列記以外の部分の改正規定並びに同項各号及び同条第4項を削る改正規定は、規則で定める日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第55号

北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年北九州市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1の北九州市立八幡病院の項中「439」を「350」に改める。

付 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに  
公布する。

平成30年9月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第56号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規  
則

北九州市手数料条例の一部を改正する条例（平成30年北九州市条例第53  
号）の施行期日は、平成30年9月25日とする。

北九州市公告第647号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年9月25日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区新曾根4361番19、4361番20、4383番1及び4383番2	奈良県奈良市北之庄町723番地13 富士運輸株式会社 代表取締役 松岡弘晃

## 北九州市公告第648号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月25日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び数量

児童生徒用机及び椅子 一式（机 2, 721台及び椅子 2, 626脚）

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期限 平成30年12月26日

#### (4) 納入場所 市の指示する場所

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

一式（机 約1, 800台及び椅子 約1, 800脚） 平成31年1月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成30年5月15日

#### (7) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

#### (8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

#### (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-

2 (2) に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年10月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成30年10月26日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成30年10月9日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

公告の日から平成30年10月9日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成30年10月17日から同月25日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月26日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成30年10月25日午後5時までに必着のこと

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成30年10月26日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

- (1) Product and Quantity  
Desks and chairs for students  
Quantity: 1 unit ( 2,721desks; 2,626chairs )
- (2) Deadline for the submission of tender  
For tenders via the electronic bidding system :  
2:00p.m., October 26, 2018  
For tenders submitted by mail :  
5:00p.m., October 25, 2018
- (3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu